

## &lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認 令和2年2月20日

東京都作業部会確認 令和2年3月 3日

事業名 標識の製作・設置

案件名 東京 2020 大会 会場内のサインの製作・設置・維持・撤去等に係る業務委託

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、東京 2020 大会における案内誘導サービスを提供するために、必要な事業。よって、大会に必要な経費として、5/31 の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、東京 2020 大会における会場内の案内誘導のサインを製作、設置し、大会運営を実施するために必要な事業であり、大会の成功には必須である。	
	効率性	本事業は、発注内容の精査などの経費削減を行っており、効率性についても配慮している。	
	納得性	本事業は、IOC 推奨の、過去大会知見を有するサイネージアドバイザーの助言を基に、組織委員会内において関連部署と予算削減の過程を経て計画を行っている。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、公費負担の対象としているものであり、適切である。</li> <li>・なお、詳細設計後に実施する製造等委託を踏まえ、全体の大会経費に影響を与えないように調整する。</li> <li>・現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、組織委員会予算の執行とする。</li> </ul>	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。